

吉身高架下駐車場契約書

滋賀県道路公社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、吉身高架下駐車場（以下「駐車場」という。）の使用に関し、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、乙が所有する自動車を駐車するため駐車場の一部を利用することを認め、乙は、甲の定める高架下有料駐車場管理規程の各条項に従うとともに、甲に駐車場の利用料金（以下「料金」という。）を支払うものとする。

（駐車位置等）

第2条 駐車場のうち乙が利用する区域は、守山市吉身六丁目149-1番地 No. 18とする。

2 甲は、管理上必要があるときは前項の区域を変更することがある。この場合、乙は甲の指示に従うものとする。

3 乙が駐車場に入庫する自動車の登録番号は、とし、登録番号に変更のあるときは、直ちに甲に届け出しその承認を得ること。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。

ただし、期間満了1か月前までに甲または乙からなんら申出のない時は、この契約は1年間延長するものとし、その後においても、また同様とする。

（料金等）

第4条 料金は月額7,000円とし、毎月27日までに翌月分を前納するものとする。

2 前項に定める料金は、経済事情の変動等により甲が改定の必要があると認めるときは、契約期間内であっても改定することができるものとする。

3 料金の支払いは、甲の指定する方法により納入するものとする。

4 料金の支払いが指定された期限を経過しても履行されない場合には、契約は乙の都合により解約されたものとする。

（供用休止等）

第5条 甲は、次の場合には駐車場の全部または一部について、休止、駐車場の隔絶、駐車自動車の退避等を行うことができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。

(1) 天災地変による災害、火災、浸水、その他これらに準ずる事故が発生し、または発生する恐れがあると認められる場合

(2) 保安上供用の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事または清掃等を行うため必要があると認められる場合

(4) 駐車場の管理上必要があると認められる場合

（料金の還付等）

第6条 乙の都合により駐車場の利用を月の途中において解約する場合は、既納の料金は還付しない。

2 甲の都合により駐車場が利用できなくなった場合においては、日割り計算により納付済み料金を還付する。

（禁止事項）

第7条 乙は、駐車場を自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による権利または義務を第三者に譲渡し、または転貸してはならない。

(遵守事項)

第 8 条 乙は、駐車場の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) あらかじめ甲が指定した区域内に駐車すること。
- (2) 標識または表示に従うこと。
- (3) 場内への出入りに際しては、急発進、急停車をしないこと。
- (4) 火気を使用しないこと、騒音を発しないことおよびゴミその他の汚物を捨てないこと。
- (5) 駐車場の管理に支障をおよぼす恐れのある行為をしないこと。

(損害賠償責任)

第 9 条 乙は、甲の管理する諸施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。この場合においては、直ちにその旨を甲に届けるものとする。

(管理責任等)

第 10 条 甲は、駐車場に駐車する車両および自動車内に留置された物品等の滅失、損傷または盗難については、公社の責めに帰すべき事由による場合を除き賠償の責を負わないものとする。

2 甲は、駐車場を利用するものの相互の事故または第三者との事故については、責を負わないものとする。

3 甲は、天災地変その他甲の管理の責めに帰すべき事由によらないで生じた事故については、賠償をしないものとする。

(契約の解除)

第 11 条 甲または乙は、第 3 条の契約期間であっても 1 か月前の予告をもってこの契約を解除することができる。

2 乙がこの契約に違反したときは、前項の規定にかかわらず、この契約を直ちに解除することができる。

(負担)

第 12 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(その他)

第 13 条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を所持する。

令和 8 年 月 日

甲 大津市松本一丁目 2 番 1 号
滋賀県道路公社
理事長 平松 良哉

乙